

受益者負担金（分担金）一覧表

（単位：円）

区 分	公共下水道				農業集落排水施設	コミュニティ・プラント	
負 担 区	津 名	北 淡	一 宮	淡路・東浦	大 町	里・下司（津名）	草香・明神（一宮）
受益者負担金（分担金）額	240,000	200,000	200,000	1戸当たり 27,000円 + 1㎡当たり 100円 （敷地面積）	240,000	240,000	200,000
排水設備設置促進奨励金	(1) 供用開始から3年以内に 下水道に接続した者で、 住民税非課税世帯 （同居者全員の住民税3年間非課税）	120,000 (118,400)	80,000	80,000	-	120,000	-
	(2) 供用開始から3年以内に 下水道に接続した者で、 合併処理浄化槽設置者 （浄化槽設置の補助を受けていない）	120,000 (118,400)	80,000	80,000	-	120,000	-
	(3) 供用開始から3年以内に 下水道に接続した者で、 単独処理浄化槽設置者	100,000 (98,400)	60,000	60,000	-	100,000	-
	(4) その他、供用開始から 3年以内に下水道に接続 した者	80,000 (78,400)	40,000	40,000	-	80,000	-
	(5) その他、 下水道に接続した者 （供用開始後3年以降に接続）	40,000 (38,400)	-	-	-	40,000	-

〔注〕津名負担区の欄に掲げる（ ）内の額は、一括納付報奨金の交付を受けた者に対する奨励金の額とする。

受益者負担金（分担金）の加算について

負 担 区	区分及び加算額	
津名・北淡・一宮 負担区		
事業所、営業所、共同住宅等の場合と、 住居と事務所等が同一敷地内にある場合	公共汚水ます1箇所の負担金（分担金）額に兵庫県浄化槽指導要綱に定める処理対象人員 算定基準の対象人槽区分により下記の金額を加算する。	
	（浄化槽人槽）	（加 算 額）
	11人槽～15人槽	100,000円
	16人槽～20人槽	150,000円
	21人槽～25人槽	200,000円
	26人槽～30人槽	250,000円
	31人槽～40人槽	300,000円
	41人槽～50人槽	400,000円
51人槽以上	500,000円	
上記以外の特別な場合	市長が別に定める。	
淡路・東浦 負担区	受益地積に受益戸数の増加分を対象として賦課する。	